

埼玉県思いやり駐車場制度の開始について

埼玉県思いやり駐車場制度の開始について

制度の概要

障害者や要介護高齢者、妊産婦など歩行が困難な方のための駐車区画について、対象者に「**利用証**」を交付することで、区画の適正利用を推進する制度

開始時期

令和5年 **1**月**1**日

(改正「埼玉県福祉のまちづくり条例」施行日)

制度導入の効果

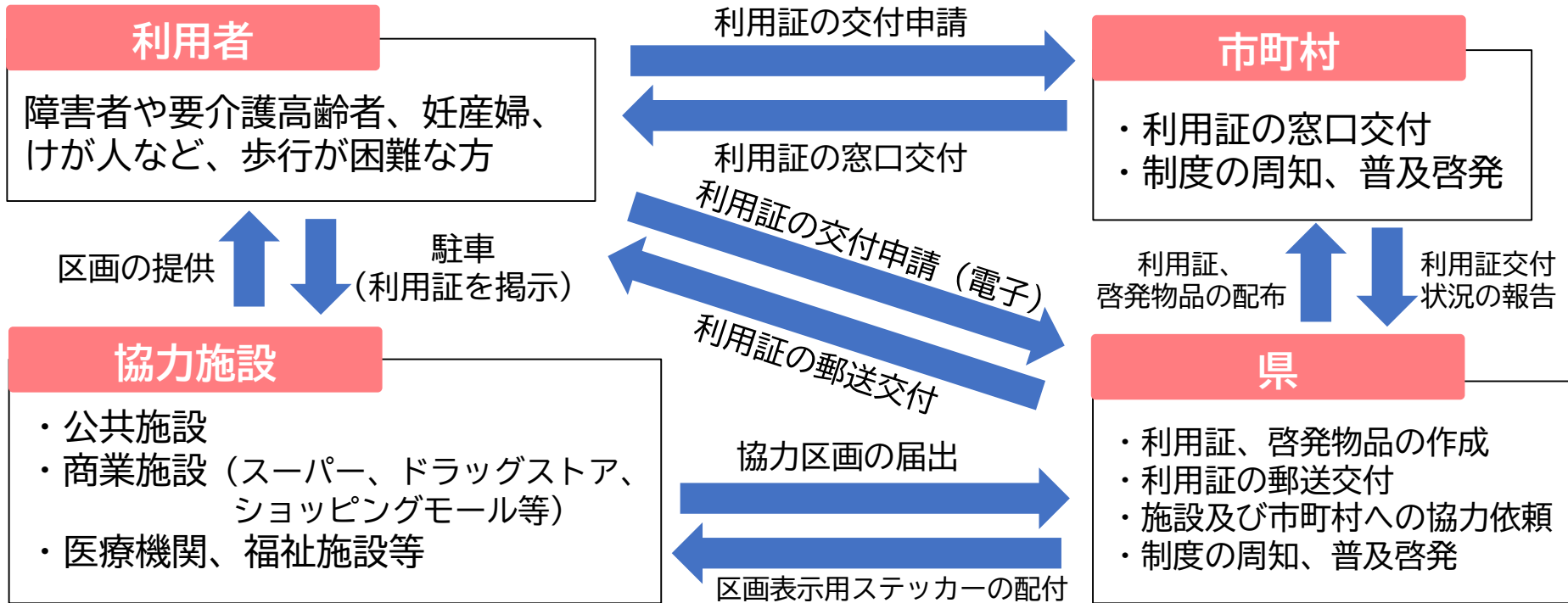
- 車椅子利用者など、区画を真に必要とする方がこれまで以上に利用しやすくなる
- 外見ではわかりにくい内部障害者や妊産婦の方なども区画を利用しやすくなる
- 駐車区画の位置や台数などの情報を県が公開することで、外出時の不安が減少



誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の構築、SDGsの推進につながる

埼玉県思いやり駐車場制度の開始について


制度スキーム



埼玉県思いやり駐車場制度の開始について

利用証の種類

対象者別に3種類設定。対象区画利用時には車内に掲示

車椅子使用者用	要介護高齢者 障害者等用	妊産婦 けが人等用
		
有効期限の設定なし (対象者として要件に該当しなくなるまで)		有効期間の設定あり



▲使用イメージ（ルームミラーにかける）

利用証の交付申請

- 11月1日から受付開始
- 市町村（窓口交付）または県電子申請（郵送交付）で受付

埼玉県思いやり駐車場制度の開始について

利用対象者の範囲

区分		範囲	利用証の色	
身体障害者	視覚障害	4級以上	緑	
	聴覚障害	3級以上	緑	
	平衡機能障害	5級以上	緑	
	肢体不自由	上肢	2級以上	緑
		下肢	6級以上	緑（2級以上の車椅子使用者は青）
		体幹	5級以上	緑（3級以上の車椅子使用者は青）
		脳原性運動機能障害	上肢機能 2級以上	緑
	移動機能 6級以上		緑（2級以上の車椅子使用者は青）	
内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上	緑	
知的障害者		A以上	緑	
精神障害者		I級	緑	
高齢者等		要介護Ⅰ以上	緑（要介護3以上の車椅子使用者は青）	
難病患者		特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	緑	
妊産婦		妊娠7か月～産後1年	オレンジ	
けが人等		必要と認める期間（原則1年以内）	オレンジ（常時車椅子を使用する者は青）	

埼玉県思いやり駐車場制度の開始について

対象区画

新たに「優先駐車区画」を加え、2種類設定。ステッカーや塗装で表示

車椅子使用者用駐車区画（幅3.5メートル以上）



▲整備例



▲ステッカー

優先駐車区画（幅2.5メートル程度）



▲整備例



▲ステッカー

区画の登録状況

（10月31日現在）

※協力施設は随時募集

施設区分	施設数	車椅子区画	優先区画	区画計
国・県・市町村有施設	1,651	3,421	1,142	4,563
民間施設 (商業・医療・福祉等)	959	1,828	167	1,995
計	2,610	5,249	1,309	6,558

埼玉県思いやり駐車場制度の開始について

制度のPR

- 10月24日に知事記者会見において記者発表
- 11月1日に浦和駅（知事参加）、大宮駅でチラシ・啓発品配布
- 商業施設などでのポスター掲示、店内放送の実施
- 県や市町村の広報紙でのPR、県SNSでの情報発信 など



▲知事会見の様子



▲駅でのキャンペーンの様子



▲ポスター

今後の課題

- 制度の更なる県民への周知
- 協力施設の更なる拡大